

横須賀市ひきこもり支援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 医療、福祉、教育その他のひきこもり支援に関連する分野の関係機関が連携し、ひきこもりの要因及び年齢層等に応じたひきこもり支援を行うため、横須賀市ひきこもり支援連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ひきこもりの支援に関する情報交換
- (2) 関係機関における連携方法についての意見交換
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の構成員は、20人以内とする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療又は保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 就労支援関係者
- (5) ひきこもり支援関係者
- (6) ひきこもり支援に関わる課の職員

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員、会議に出席した者等協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該構成員がその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生局健康部保健所保健予防課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。